

障企発 1027 第 1 号
令和 7 年 10 月 27 日

各 都道府県・指定都市 民生主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部企画課長
（ 公 印 省 略 ）

「規制改革実施計画」等を踏まえた特別児童扶養手当等に係る
行政手続のオンライン化の実現に向けた対応について

行政手続のオンライン化については、「規制改革実施計画」（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）において、「法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して書面の作成・提出等を求める行政手続のうち、令和 7 年 12 月末までにオンライン化する方針が決定している約 12,000 種類の手続について、可能な限り前倒しを図りつつ措置する」こととされている。

また、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）においては、「国民の利便性の向上につながる行政手続から優先的に、オンライン化、行政機関間の情報連携等による添付書類の省略及び既存の情報システムにおける利便性向上に必要な情報システムの整備を行う。「すぐ使えて」、「簡単」で、「便利」な行政サービスの実現を目指す。」ことが求められている。

これらを受け、厚生労働省では、国民の利便性向上と行政事務の効率化に資するよう業務改革や制度見直しを行うとともに、国が申請等の受け手となる手続について、令和 7 年 12 月末までに、原則、オンライン化することを目指し、必要な取組を進めている。

地方公共団体においても国民の利便性向上と行政事務の効率化に資する取組が促進されるよう、地方公共団体が申請等の受け手となる特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当及び経過的福祉手当（以下「特別児童扶養手当等」という。）に係る手続について、下記のとおり整理した。については、これらを参考に、行政手続のオンライン化に向けた必要な措置を採られるようお願いする。

各都道府県におかれては、本通知の内容についてご了知の上、管内市区町村（指定都市を除く。）に周知いただくようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である。

記

1. オンライン化の対象手続等

特別児童扶養手当等に係る手続のうち、以下に掲げる手続については、申請や届出等に係る手法を特段指定しておらず、電子情報処理組織を使用する方法により行って差し支えないものである。このため、障害児を監護する父母等の負担軽減が図られるよう、各地方公共団体の判断によりオンライン化に向けた必要な措置（※）について検討をお願いする。

なお、特別児童扶養手当については、指定都市を除き市区町村を經由して都道府県に届出されることから、オンライン化を行う際は、都道府県と管内市区町村との間で協議の上、進めていただくようお願いする。

【対象手続】

- ① 特別児童扶養手当の認定請求（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則（昭和 39 年厚生省令第 38 号）（以下「規則」という。）第 1 条）
- ② 特別児童扶養手当額の改定の請求（増額）（規則第 2 条）
- ③ 特別児童扶養手当額の改定の届出（減額）（規則第 3 条）
- ④ 特別児童扶養手当の所得状況の届出（規則第 4 条）
- ⑤ 特別児童扶養手当の氏名変更/住所変更/支払方法変更の届出（規則第 5 条～第 7 条）
- ⑥ 特別児童扶養手当の受給証明書の交付の申請（規則第 9 条）
- ⑦ 特別児童扶養手当の受給資格喪失の届出（規則第 11 条）
- ⑧ 特別児童扶養手当の未支払の手当の請求（規則第 13 条）
- ⑨ 特別児童扶養手当の障害状態再審査（診断）の請求（特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）（以下「法」という。）第 36 条第 1 項）
- ⑩ 障害児福祉手当の認定請求（障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和 50 年厚生省令第 34 号）（以下「省令」という。）第 2 条）
- ⑪ 障害児福祉手当・特別障害者手当・経過的福祉手当の現況の届出（所得状況届）（省令第 5 条）
- ⑫ 障害児福祉手当・特別障害者手当・経過的福祉手当の氏名変更/住所変更/支払方法変更の届出（省令第 7 条、第 8 条）
- ⑬ 障害児福祉手当・特別障害者手当・経過的福祉手当の受給資格喪失の届出（省令第 9 条）
- ⑭ 障害児福祉手当・特別障害者手当・経過的福祉手当の障害状態再審査（診断）の請求（法第 36 条第 1 項）
- ⑮ 特別障害者手当の認定請求（省令第 15 条）

- ⑯ 特別児童扶養手当の受給資格者死亡の届出（規則第 12 条）
- ⑰ 障害児福祉手当・特別障害者手当・経過的福祉手当の受給資格者死亡の届出（省令第 10 条）
- ⑱ 特別児童扶養手当の被災状況に関する届出（規則第 1 条第 1 項第 6 号ホ及び第 7 号ハ）
- ⑲ 障害児福祉手当・経過的福祉手当の被災状況に関する届出（省令第 2 条第 1 項第 4 号ニ及び第 5 号ハ）
- ⑳ 特別障害者手当の被災状況に関する届出（省令第 15 条第 1 項第 4 号ホ及び第 5 号ハ）
- ㉑ 都道府県が行った処分に係る都道府県知事に対する審査請求（法第 27 条）
- ㉒ 市町村長が行った処分に係る都道府県知事への審査請求（法第 28 条）

(※)「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和 5 年 6 月 9 日閣議決定)において、「具体的なオンライン化等の方法としては、既存の情報システム(マイナポータル、e-Gov 等)の利用を第一に検討し、既存の情報システムでは対応できない場合や、件数が少なく費用対効果等の観点から情報システム整備等が適当ではない場合には、手続等の性質等も勘案しつつ、各府省庁ウェブサイト内の簡易な申請ページによる方法や電子メールによる方法等で対応する。」とされている。

2. オンライン化の実施方法について

特別児童扶養手当等の所得状況の届出（上記④及び⑪）については、令和 3 年度からマイナポータルサービス検索・電子申請機能（ぴったりサービス）に標準様式を事前設定（プリセット）し、当該標準様式を活用して所得状況届のマイナポータル利用が可能となっているが、今般、認定請求をはじめとした各種届出（上記①～⑱（④、⑪を除く））についても、追加で標準様式をプリセットした。これらの手続についてオンライン化を進める場合には、マイナポータルの積極的な活用をお願いしたい。

なお、「特別児童扶養手当の都道府県が任意で設置するオンラインシステムによる認定請求書等の事務手続について」(令和 5 年 7 月 3 日付け障企発 0703 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知)等に基づいて、すでに地方公共団体が独自でオンラインシステムを構築している場合には、その活用を妨げるものではないため、オンライン化の実施方法については、各地方公共団体の状況に応じて検討いただきたい。

また、受給資格者死亡の届出・被災状況の届出・審査請求（上記⑯～㉒）については、年間の事務処理件数や手続の個別性等を考慮して、標準様式のプリセットは実施していないが、これらの手続についても、各地方公共団体の事務処理状況等を踏まえて、オンライン化の検討をお願いする。

3. 地方公共団体におけるマイナポータルを活用のための登録手続

マイナポータルの活用にあたっては、地方公共団体においてマイナポータル申請管理にて別添「標準様式登録操作マニュアル」に基づき登録手続を行う必要がある。

なお、地方公共団体においてマイナポータル申請管理で手続の公開を行ったタイミングから、国民の申請が可能となるため、あらかじめ、下記の通り、地方公共団体においてマイナポータルを活用した申請等に対応できる体制の準備を整えていただいた上で、登録手続を行うようお願いする。

- (1) 標準様式は、国が示す標準レイアウトに基づいて設定しているほか、手続に関する掲載文や必要な添付書類については、各法令に基づいて設定を行っている。登録にあたっては、地方公共団体がこれまで用いている様式に合わせる等、地方公共団体において編集して活用することが可能であるほか、新たに様式を登録して使用することも可能である。様式の編集方法等については、マイナポータル申請管理内の各種ダウンロードに格納されている「操作マニュアル～様式登録編～」を参照いただきたい。
- (2) オンラインによる届出であっても、「特別児童扶養手当市町村事務取扱準則について」（平成23年4月1日付け障発0401第5号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）、「特別児童扶養手当指定都市事務取扱準則について」（平成27年4月1日付け障発0401第10号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）、「障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱細則準則について」（昭和60年12月28日付け社更第161号厚生省社会局長通知）に基づき処理することとなることから、あらかじめ都道府県や市区町村において、オンラインで受理した際の事務フロー等を確認いただくようお願いする。
- (3) 特別児童扶養手当等の支給は、認定の請求をした日の属する月の翌月から始めることとしている。認定の請求をした日は、市区町村等において添付書類及び請求書の記載に不備がないものとして請求書を受理した時点であるとしており、マイナポータルを通じて認定請求等を行った場合も同様の取扱いとなる。届出内容に市区町村等において容易に補正することができない程度の誤りや添付書類等に不備がある場合には、申請者に補正を求めることになることから、申請者に、画面上の入力だけでは完了しないことがある旨を事前に周知することが必要となる。
- (4) その他、オンライン申請に当たり、本人確認や添付書類の取扱等に係る留意事項については「特別児童扶養手当等の所得状況届のオンライン化における事務の運用について」（令和3年4月14日付け事務連絡）に記載の通りであるためご確認いただきたい。